

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○災害救助法の適用	(地域福祉政 策課)	
○〃	(〃)	1
○〃	(〃)	1
○〃 (3件)	(〃)	1
	(〃)	1

告 示

高知県告示第569号の2

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている次の地域に対して、平成30年7月6日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

安芸市

高知県告示第569号の3

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている次の地域に対して、平成30年7月6日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

本山町

高知県告示第569号の4

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている次の地域に対して、平成30年7月6日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

香南市

高知県告示第569号の5

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている次の地域に対して、平成30年7月7日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

宿毛市

高知県告示第569号の6

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている次の地域に対して、平成30年7月8日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

土佐清水市

三原村